文書番号	教育訓練管理要綱	社会行がが	工自公合
0209-02	教育訓練官生安神	社会福祉法人	石 局谷会

1. 目的

この要綱は、社会福祉法人石鳥谷会職員の力量を明確にすることによって、職員自らが法人における存在価値を認識し、必要とする力量確保のために有効的な教育訓練を行うための手順を明らかにすることを目的とする。

2. 責任

教育・訓練及び力量、認識に関する体制、維持についての責任は、管理責任者にある。 教育・訓練及び力量、認識に関する計画・実施、明確化は管理責任者、施設長補佐、 業務主幹が担当する。

3. 教育·訓練

- (1) 教育・訓練は、次の目的を持って行う。
 - ① 当法人の経営方針及び品質方針に沿った介護サービス実践に相応した人材育成を目指す。また、業務に関する資格取得を促進するための研修を実施する。
 - ② 利用者の生活の質(QOL)の確保に必要な生活援助技術を習得する。
 - ③ 利用者の自立支援に必要な知識技能を修得する。
- (2) 教育・訓練の計画

計画・実施担当者は、年度末に翌年度の計画を管理責任者及び理事長の指示を得ながら次の各種の研修計画を作成し、事業計画書に盛り込む。なお、外部機関研修については、「社会福祉研修事業概要各年度事業計画」(岩手県保健福祉部・社会福祉法人岩手県社会福祉協議会)及び各関係団体からの通知によるものとする。

① 法人内研修

全体研修、指導者研修、採用後研修(6ヶ月、1年、2年) 採用時研修(採用直前)

ISO研修(必要に応じ随時)

異動時研修(異動直後)

② 外部機関研修

岩手県社会福祉協議会主催研修 全国社会福祉協議会主催研修 各専門団体各種介護専門研修

全国老人福祉施設協議会各種研修

(3) 教育・訓練の実施と評価

施設長、施設長補佐、生活相談員は、事業計画書に定めた研修計画に基づき実施する。 なお、実施後において、法人内研修については、アンケート調査(一部抽出も可)等 を実施し、効果の確認を行う。

外部機関研修については、「出張復命書」を提出させ管理責任者が内容の確認をするとともに、内容によっては各種の会議で周知させる。

制定	改訂	版数	頁
2008年8月1日	2009年1月9日	2	1 / 3

文書番号	教育訓練管理要綱	社会福祉法人	石鳥谷会
Q209-02			

(4) 記録

法人内研修については、「教育・訓練実施報告書」を作成し記録を残す。外部機関研修については、部署ごとに編綴しておくものとする。

4. 力量・認識

(1) 介護サービスに従事する職員に必要な力量(知識、経験、能力、資格等)を明確にするため集約的に確認できる資格者リストを作成して業務の分担、教育・訓練に資する。

なお、資格を有しない職員については、業務分担分野や進行度を確認しながら資格 取得に対する各種の準備講習の参加等支援を行っていく。

(2) 職員が自らの活動のもつ意味と重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らどのように貢献できるか認識することを確実にするため人事考課として考課票の提出により確保していく。

附則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成21年1月9日から施行する。

制定	改訂	版数	頁
2008年8月1日	2009年1月9日	2	2 / 3